

## 令和8年度徳島県障がい福祉サービス等情報公表制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第76条の3及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第33条の18に規定する指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度について、効率的かつ円滑な事務を行うために必要な事項を定めるものとする。

### (基準日)

第2条 この要綱の基準日は、令和8年4月1日とする。

### (実施期間)

第3条 この要綱の実施日は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### (情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類)

第4条 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労選択支援、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(6) 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

### (報告の対象となる事業者)

第5条 報告の対象となる障がい福祉サービス等事業者（以下、「事業者」という。）は、

次の各号のとおりとする。

- (1) 本要項に定める基準日より前に第4条に掲げる指定障害福祉サービス等を提供している事業者（災害その他徳島県知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができない正当な理由がある事業者を除く。）
- (2) 基準日以降に新たに第4条に掲げる指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

(報告の方法)

第6条 事業者は、原則として、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス情報公表システム」を通じて、障がい福祉サービス等情報を徳島県知事に報告するものとする。

(報告の内容)

第7条 障がい福祉サービス等情報の報告の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 基準日より前にサービス提供実績のある事業者については、障害者総合支援法施行規則第65条の9の8及び児童福祉法施行規則第36条の30の4の規定に基づき、別添1基本情報及び別添2運営情報並びに別添3経営情報を報告する。
- (2) 報告に当たっては、障害福祉サービス等事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・介護サービスに係る事業を併せて実施している場合で、当該サービス等に係る収益や費用について、障害福祉サービス等事業との記載が区分されていない場合には、当該事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えない。なお、この場合であっても、適切な分析に資するようにする観点から、別添3の経営情報に掲げる事項については、できる限り障害福祉サービス等事業に係る事項のみを報告するものとする。
- (3) 基準日以降に新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、別添1基本情報を報告する。
- (4) 事業所等の財務状況が分かる書類（財務諸表又は計算書類等）は、直近の事業年度を終えた時点で作成したものとする。原則として財務諸表（事業活動計算書（損益計算書）、貸借対照表（バランスシート）及び資金収支計算書（キャッシュフロー計算書））を報告するものとするが、会計基準上求められていない等の事情がある場合、資産、負債及び収支の内容がわかる簡易な計算書類でも差し支えないものとする。
- (5) 一人当たり賃金は、任意での報告を可能とするものであるが、事業所や施設の特性に応じ、設置主体や職種、勤続年数等が分かるような形での公表を可能とするものとする。

(報告の開始日、報告期限及び報告単位)

第8条 障がい福祉サービス等情報の報告の開始日については、次の各号のとおりとする。

(1) 別添1 基本情報及び別添2 運営情報に係る報告開始日及び報告期限

ア 第2条に定める基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、令和8年5月1日を報告開始日とし、令和8年7月31日を報告期限とする。

イ 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日を報告開始日とし、指定を受けた日の属する月の末日を報告期限とする。

(2) 別添1 基本情報及び別添2 運営情報に係る報告単位

障害福祉サービス等事業所単位で行う。

(3) 別添3 経営情報に係る報告開始日及び報告期限

すべての事業者について、毎会計年度末日の翌日を報告開始日とし、報告開始日の3月後を報告期限とする。

(4) 別添3 経営情報に係る報告単位

原則、障害福祉サービス等事業所単位で行うものとするが、事業所ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告することとしても差し支えないものとする。

※報告すべき障害福祉サービス等事業の収益及び費用の内容と各会計基準上の勘定科目との対応関係については、別添4を参照されたい。

(公表の時期)

第9条 障がい福祉サービス等情報の公表の実施時期については、次の各号のとおりとする。

(1) 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業所については、報告後2か月以内

(2) 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、報告後1か月以内

(障がい福祉サービス等情報の更新の取り扱い)

第10条 法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについては、指定障害福祉サービス等事業所の情報として重要な事項であるため、事業者は、当該事項について修正又は変更があったときに、徳島県知事に報告を行うこととする。

(是正命令を受けた事業者に係る障がい福祉サービス等情報の取り扱い)

第11条 事業者は、徳島県知事から、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る障がい福祉サービス等情報について、徳島県知事の指示により、調査又は公表を行うこと。

(苦情等の対応)

第12条 障がい福祉サービス等情報公表制度に係る利用者等からの苦情等に対応する窓口は、以下のとおりとする。

(1) 徳島県保健福祉部障がい福祉課

事業者指導担当 (TEL: 088-621-2244)

(2) 徳島県保健福祉部健康寿命推進課

こころの健康担当 (TEL: 088-621-2221)

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。